

# 5月定例教育委員会会議録

## 公開案件

開催日時	令和2年5月21日（木） 午前10時から	
開催場所	奈良市役所 中央棟地下1階 地下会議室	
出席者	委員	北谷教育長、都築委員、畑中委員、柳澤委員、梅田委員 【計5人出席】
	事務局	五味原補佐、井関、福岡
	理事者	【教育委員会】 立石教育部長、増田教育部次長、廣岡教育部次長、吉田教育監、小林教育政策課長、黒田教育総務課長、細川地域教育課長、松浦文化財課長、伊東学校教育課長、中川保健給食課長、垣見教育支援・相談課長、杉本一条高等学校事務長、石原教育センター所長  【市長部局】 鈴木子ども未来部長、田村保育総務課長
開催形態	公開（傍聴人 2人）	
議題	<p>1 教育長報告</p> <p>(1) 令和2年度5月補正予算要求額について</p> <p>(2) 令和2年度6月補正予算要求額について <b>非公開</b></p> <p>(3) 新型コロナウイルスの感染防止対策のための施設の臨時休館について</p> <p>(4) 緊急事態宣言の発令に伴う特別保育について</p> <p>(5) 新型コロナウイルスの感染拡大防止に係る奈良市立学校園の臨時休業について</p> <p>2 議案</p> <p>議案第4号 奈良市立小・中学校通学区域検討委員会委員の委嘱又は任命について</p> <p>議案第5号 奈良市文化財保護審議会臨時委員（史跡名勝天然記念物保存活用部会委員）の解嘱及び委嘱について</p> <p>議案第6号 令和3～6年度使用奈良市立中学校教科用図書選定委員会委員及び研究員の委嘱又は任命について <b>非公開</b></p> <p>議案第7号 令和3年度使用奈良市立高等学校教科用図書選定委員会委員及び研究員の委嘱又は任命について <b>非公開</b></p>	

	<p>議案第 8 号 令和 3 年度奈良市立高等学校入学者選抜検査問題作成委員会委員の任命について <b>非公開</b></p> <p>議案第 9 号 令和 2 年度奈良市教育支援委員会委員・調査員の委嘱又は任命について</p> <p>議案第 10 号 奈良市通級指導教室設置要綱の一部改正について</p> <p>3 協議事項 「緊急事態宣言の解除に伴う奈良市立学校の再開について」</p>
<p>決定取り纏め事項</p>	<p>1 教育長報告</p> <p>(1) 令和 2 年度 5 月補正予算要求額については、了承した。</p> <p>(2) 令和 2 年度 6 月補正予算要求額については、了承した。</p> <p>(3) 新型コロナウイルスの感染防止対策のための施設の臨時休館については、了承した。</p> <p>(4) 緊急事態宣言の発令に伴う特別保育については、了承した。</p> <p>(5) 新型コロナウイルスの感染拡大防止に係る奈良市立学校園の臨時休業については、了承した。</p> <p>2 議案</p> <p>議案第 4 号 奈良市立小・中学校通学区域検討委員会委員の委嘱又は任命については、可決した。</p> <p>議案第 5 号 奈良市文化財保護審議会臨時委員（史跡名勝天然記念物保存活用部会委員）の解嘱及び委嘱については、可決した。</p> <p>議案第 6 号 令和 3～6 年度使用奈良市立中学校教科用図書選定委員会委員及び研究員の委嘱又は任命については、可決した。</p> <p>議案第 7 号 令和 3 年度使用奈良市立高等学校教科用図書選定委員会委員及び研究員の委嘱又は任命については、可決した。</p> <p>議案第 8 号 令和 3 年度奈良市立高等学校入学者選抜検査問題作成委員会委員の任命については、可決した。</p> <p>議案第 9 号 令和 2 年度奈良市教育支援委員会委員・調査員の委嘱又は任命については、可決した。</p> <p>議案第 10 号 奈良市通級指導教室設置要綱の一部改正については、可決した。</p> <p>3 協議事項 「緊急事態宣言の解除に伴う奈良市立学校の再開について」は、意見交換・協議した。</p>
<p>担当課</p>	<p>教育委員会教育部 教育政策課</p>

議事の内容	
教 育 長	定刻になりました。皆さん、お揃いでしょうか。
教 育 部 長	<p>本日は、新型コロナウイルス感染防止対策として、出席理事者を案件の関係理事者に限定させていただいております。そのため、教育施設課長、教職員課長、いじめ防止生徒指導課長、及び、中央図書館長は欠席いたしております。</p> <p>なお、案件の関係者として、教育監及び教育センター所長を出席させたいと思いますが、よろしいでしょうか。</p>
教 育 長	<p>分かりました。</p> <p>それでは、始めさせていただきます。</p> <p>本日は、教育委員会の補助執行部であります、子ども未来部の案件がございますので、関係理事者として2名が出席しております。</p> <p>私から紹介をさせていただきます。</p> <p>鈴木子ども未来部長です。</p> <p>田村保育総務課長です。</p> <p>それでは、事務局より資料の説明をお願いします。</p>
事 務 局	<p>本日の案件のうち、議案第6号、議案第7号及び議案第8号に関する資料につきましては、審議時に配布し、審議終了後回収させていただきます。そのほかの案件に関する資料につきましては、既に配付いたしております資料のとおりでございます。よろしく願いいたします。</p>
教 育 長	<p>本日の委員会は、委員全員が出席しており、委員会は成立いたします。只今から、5月定例教育委員会を開会いたします。</p> <p>本日の会議録署名委員は、私と柳澤委員でお願いいたします。</p> <p>次に、会議録の確認を行います。</p> <p>まず、令和2年3月定例委員会、3月27日開催の会議録の署名委員は、畑中委員、都築委員でございます。</p> <p>畑中委員、都築委員、いかがでしょうか。</p>
畑 中 委 員 都 築 委 員	結構です。
教 育 長	<p>ありがとうございます。</p> <p>次に、令和2年4月臨時委員会、4月13日開催の議事録の署名委員は、私と都築委員でございます。</p> <p>都築委員、いかがでございましょうか。</p>

都 築 委 員

結構です。

教 育 長

ありがとうございます。

次に、令和2年4月定例委員会、4月21日開催の会議録の署名委員は、私と畑中委員です。

畑中委員、いかがでしょうか。

畑 中 委 員

結構です。

教 育 長

ありがとうございます。

それでは、案件に入る前に、林政行様外1名の方から傍聴の申出があり、傍聴規則第2条及び第3条の規定に基づきまして、2名の傍聴券を交付いたしましたので、ご報告を申し上げます。

それでは、傍聴人の方を傍聴席へご案内ください。

それでは、本日の案件に入ります。

本日の案件は、教育長報告5件、議案7件、協議事項1件の計13件でございます。

本日の案件のうち、教育長報告(2)は「議会の議決を経るべき案件」であるため、また、議案第6号、第7号及び第8号は「人事に関する案件」であるため、非公開として審議すべきであると思っておりますが、いかがいたしましょうか。

教 育 委 員

異議なし。

教 育 長

異議なしと認めます。

よって、教育長報告(2)及び議案第6号、第7号、第8号は非公開とすることと決定いたしました。

なお、教育長報告(1)「令和2年度5月補正予算要求額について」は、教育長報告(2)と同様、「議会の議決を経るべき案件」であり、通常は非公開としております。しかしながら、本件5月補正予算につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策の一環として必要となる補正予算であり、緊急を要するため、去る5月1日に5月臨時市議会が開催され、同日に既に議決されておりますことから公開とさせていただきます。よろしく願いいたします。

それでは、公開の案件から始めます。

今回も、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策に関する案件が4件ございます。

最初に、只今説明いたしました教育長報告(1)「令和2年度5月補正予算要求額について」、地域教育課長、保育総務課長から続けて説明願います。

地域教育課長

それでは、資料の令和2年度5月補正予算要求額調書、地域教育課分をご覧ください。

地域教育課におきましては、児童福祉施設における感染拡大防止対策に関わる支援についての国の補助を活用し、バンビーホームで子どもたちが使うマスクや消毒液の購入経費、施設の消毒、感染症予防の広報に必要となる経費を予算要求し、市議会において既に原案通り可決していただいております。

金額につきましては、歳入として国の補助金が4,052万6千円、歳出は同額となっています。そのうち3,970万1千円が奈良市立の施設で活用するものであり、残りの82万5千円が民間のホームで活用していただくものでございます。

保育総務課長

新型コロナウイルスの感染症対策の一環として、文部科学省の教育支援体制整備事業費交付金において、幼児教育の質の向上のための環境整備における補助対象経費の充実が図られたところであります。そのため、この交付金を活用し、奈良市立幼稚園における感染症対策実施に必要となります、保健衛生用品の購入に要する経費480万円の補正予算要求をし、先日の臨時市議会で原案どおり可決されたものでございます。

教 育 長

これは、国の感染拡大防止の対策として、緊急に措置するもので、消毒薬やマスクなどの購入に充てるものでございます。先般の臨時議会で可決されているということです。

これについてご質問、ご意見等よろしいでしょうか。

それでは、ご意見がないようですので、教育長報告（1）「令和2年度5月補正予算要求額について」は、了承いたします。

次に、教育長報告（5）「新型コロナウイルスの感染拡大防止に係る奈良市立学校園の臨時休業について」審議いたします。

今回は、子ども未来部が補助執行しております幼稚園についてもご報告申し上げます。

なお、緊急事態宣言の解除に伴います、市立学校の再開後の取組みにつきましては、後ほど協議事項として協議願いたいと思います。

それでは、学校教育課長、保育総務課長より、続けて説明願います。

学校教育課長

1ページをご覧ください。新型コロナウイルスの感染者につきましては、4月16日に緊急事態宣言の対象が全国に拡大され、4月23日には奈良県内でも、一部の業種に対して休業要請が出されるなど、県内でも流行の兆しがある状況でございました。そのため、児童生徒の健康と安全を第一に考え、市立学校の学校再開に向けた方針について検討した結果、臨時休業期間を延長することとしたところでございます。

臨時休業延長期間につきましては、5月7日木曜日から5月31日日曜日までとし、小学校児童特別受入れについても同様に、またバンビーホ

ームでの特別保育についても、5月31日までの期間内で延長して実施をいたします。

臨時休業期間中の方針として、児童生徒が規則正しい生活習慣を身につけるとともに、学校再開後を見据えた学習に取り組むことができるよう、様々な手段を用いて、可能な限りの措置を講じることとし、学校が課す家庭学習の充実と児童生徒の心のケアを方針としております。

また、特に臨時休業期間が長期間になることから、可能な限りの措置を講じるということで、学習課題につきましては、新しく学習する内容を中心とすることや、指導主事による学習支援動画配信、また4ページの資料にお示ししているような教育ICTシステムを活用したオンラインによる学習支援を行うとしております。

なお、2ページに、教育委員の皆様のご意見、校長の意見、そして保護者のご意見を載せさせていただいております。

保育総務課長

2ページをご覧ください。奈良市立幼稚園につきまして、奈良市立小中学校と同様、3月2日から5月6日の間、臨時休業を実施してまいりました。5月7日以降も小中学校と同様、5月31日まで臨時休業を延長いたします。

なお、5月25日から29の間は、園庭開放日として、親子で園に来ていただく時間を設けさせていただきます。

また、仕事により家庭での保育が難しい場合に限り、園児をお預かりする一時預かりについて、臨時休業を開始しました3月2日から4月20日まで実施し、4月21日からは、保護者の職種を限定して園児をお預かりする特別保育を、5月6日までの期間で実施してまいりました。この特別保育につきまして、先ほど報告いたしました臨時休業の延長と合わせて、5月7日から5月31日まで延長いたします。

6月1日からは、3密を避け、新しい生活様式を身につけられるよう、段階的に保育を開始いたします。6月1日からの4日間につきましては、園児を月曜、水曜に登園する園児と火曜、木曜に登園する園児に分け、分散登園を行います。6月5日からは全園児に登園いただき、6月12日まで短縮保育といたします。3週目の6月15日からは、5歳児、4週目の6月22日からは4歳児の弁当を開始いたします。6月中は4歳児、5歳児の降園時間をずらす分散降園といたします。

教 育 長

既にこのことが進んでいるということで、教育委員会では報告できてなかったのですが、今回、こういう形で進んでいるということをご報告させていただきました。

特に、今、オンラインによる学習の支援というようなことも、前にもお話ししていますので、どの程度進んでいるのかというようなことも含めて、ご質問いただければと思います。

保育総務課からは、幼稚園において現在、小中学校と同様に進んでいる

休業期間の説明と、併せて、次の協議事項に幼稚園のことが入っており  
せんので、6月1日からの保育の再開についても報告がありました。そ  
の辺も、もしご質問、ご意見がありましたら、出していただいたら結構  
だと思います。

それでは、ご意見、ご質問よろしくお願いいいたします。

柳澤委員

3ページの「オンラインによる学習支援スケジュール」の現状について  
ですが、保護者にアンケートを取られて、環境が不足しているのが明ら  
かになった場合には、機器を貸与するということですが、もう少し詳しく  
教えていただけますでしょうか。

例えば、兄弟がいて、あるいは、在宅勤務でお父さんやお母さんがパソ  
コンを使っておられて、子供がその時間に使えないときは、それも貸与  
の対象になっているのでしょうか。家庭の状況をどの程度反映して、一  
斉オンライン化を進めておられるのかという事が気になりましたので。

学校教育課長

現在の状況でございますが、今、まずこのアンケートで、Wi-Fi等  
インターネットの環境が無いご家庭を把握し、タブレット端末とWi-  
Fiルータの貸与を行っております。また、今おっしゃっていただいた  
ようなご家庭の事情で、おうちで使われている端末が、保護者の方など  
が使われており、子どもさんが使えないような場合も、端末を貸与する  
という対応をいたしております。

今、中学校1年生から3年生までは配備が終わっており、それを使って  
実際にG Suiteを利用していただいております。それに続きまし  
て、順次、小学校5・6年生を対象に、小学校を通じて、配置を進めて  
いるところでございます。

柳澤委員

ありがとうございました。

教育長

ほかにご意見いかがでしょうか。

都築委員

大学生なんかを見ていましたら、この遠隔授業をスマートフォンでやっ  
ている子もいるのですが、小中高の場合は、今、スマートフォンの対応  
というのはどうなのでしょう。スマートフォンの場合、パソコンと比  
べると、不十分なようではあるのですが、どうしてもパソコンがない子  
は、今スマートフォンで授業を受けているという子も結構おります。奈  
良市の場合は、どういう状況なのでしょう。

学校教育課長

今、端末と申しあげましたものの種類としましては、パソコン、タブレ  
ット、それからそれぞれがお持ちのスマートフォンも使っていただく  
という形にしております。保護者の方のスマートフォンを使うしかない  
という方については、こちらの端末をお貸しすることにしております。ス

	<p>スマートフォンを使っている子どもさんも多いのですが、子どもさんに持たせていらっしゃるご家庭ばかりではないので、前に調べたところ、中学生にはまだ早いというご家庭の方針で、お持ちでない方もおられますので、タブレットを使うことが多いように思います。</p> <p>ある中学校では、スマートフォンを持っている子どもは、6割ぐらいであったと思います。</p>
都 築 委 員	<p>今の遠隔授業の中身でしたら、スマートフォンでも十分対応できる中身であるということなのですね。</p>
学校教育課長	<p>特に、今、クラスルームという仕組みで、学級担任とそれぞれ子どもたちがやり取りをするものがございます。それぞれがスマートフォンでその場に入り、そこでカメラ機能で自分の顔写真、動画ですが、それを先生とお互いに見ることが出来るというものもございます。</p>
畑 中 委 員	<p>今、端末の貸与についてもご説明をいただいたところですが、オンライン授業の導入が始まるに当たって、保護者の方から、慌てて端末を購入しないと駄目なのかといった問い合わせもいただいております。そのあたりについても、学校から説明がいつているのでしょうか。</p>
学校教育課長	<p>貸与につきましては、一旦、保護者の方にアンケートを取らせていただき、そのアンケートを基に、各学校から、対象の保護者の方に連絡を取らせていただいているところです。また、おっしゃっていただいたように、色々なご事情がある場合、それにつきましても、各学校に問合せをいただきましたら、貸し出す条件につきましては、各学校でお示しているところがございます。</p>
教 育 長	<p>児童生徒1人に1台のタブレットということについては、今年の冬ぐらいいまでは、小学校1年生まで整備できるということですので、その間、各ご家庭でどのように対応していただけるのかということだろうと思っています。それでよろしいでしょうか。</p>
梅 田 委 員	<p>子どもたちは、今、小学生も中学生も、それぞれの家庭で、配信されるものを見ながら、あるいは、出された課題を見ながら学習を進めている状況だろうと思います。そういったなかで、それぞれの学校において、各家庭での子どもたちの状況や、理解の状況について、どの程度把握できているのでしょうか。併せて、今、各家庭において、子どものそういった状況を見るわけですが、保護者も長期間にわたることによって、受け止める気持ちが随分揺れ動いている状況でもあると思いますが、その点も含めて、学校がどの程度把握しているのか、教えてください。</p>



学校教育課長

今のところ、家庭訪問はしないということで学校は考えておりますが、週に一度程度、各家庭にポスティングや電話連絡、また、全ての学年ではありませんが、G Suiteのショートホームルーム等でやり取りをしていただいているように聞いております。

細かな状況につきましては、例えば、新しい単元の課題などを提示しておりますので、保護者の方が課題を取りに来ていただくようなときにやり取りをしたり、あるいは、その中で質問事項、子供たちが解き方が分からないというようなことが起こった場合には、学校に相談していただいているといったところでございます。

柳澤委員

スマートフォンのことですが、昨年度協議もしたと思うのですが、基本的には、校内に持ち込まない。どうしても持ち込む場合は、お預かりするという事だったと思います。今回、緊急的なこととは言え、学習に使うという事になりますと、家庭での使用状況を、学校側がチェックするのでしょうか。学習内容とは別に、むしろ情報機器のモラル的なところは、何かメッセージを、学校もしくは教育委員会から、保護者と子供たちに発信されているのでしょうか。子どもたちに、文書だけ渡しても無理ですので、主に保護者の方に何らかのアプローチはされているのでしょうか。例えば、フィルタリングをかけるとか、使用状況は1日何時間であるとか、ゲームは云々であるとか、様々な事柄があると思うのですが、そのアプローチはどのようにされていますか。

学校教育課長

今のところ、そのことを特に取り上げてのお知らせはしておりません。ただ、貸与するWi-Fiのルータにつきましては、フィルタリングをかけたものをお渡しして、アクセス時間を制限するという事は、いたしております。

柳澤委員

今すぐ、同時にやるというのは少し難しいと私も思いますので、通常の登校に戻ってから、いずれかの機会に、丁寧な方向・方針、モラル的なところも示していただけたらと思います。

教育長

情報モラルなども含めて、コロナウイルスの感染防止対策だけでなく、そこも非常に大きな視点だと思いますので、早急にそれはさせていただきますので、よろしくをお願いします。

ほか、よろしいでしょうか。

それでは、ご意見が無いようですので、教育長報告（5）「新型コロナウイルスの感染拡大防止に係る奈良市立学校園の臨時休業について」は、了承いたします。

次に、教育長報告（3）「新型コロナウイルスの感染防止対策のための施設の臨時休業について」地域教育課長より説明願います。

地域教育課長

資料の1枚目をご覧ください。新型コロナウイルスの感染拡大防止対策として、地域教育課で所管いたしております公民館24館、公民館分館24館、黒髪山キャンプフィールドについて、令和2年4月10日から令和2年5月6日まで臨時休館いたしていましたが、現在の状況を踏まえまして、休館の期間を令和2年5月7日から令和2年5月31日まで延長させていただくものです。

教 育 長

この件につきましてご意見、ご質問ございませんでしょうか。よろしいですか。それでは、ご意見が無いようですので、教育長報告(3)「新型コロナウイルスの感染防止対策のための施設の臨時休館について」は、了承いたします。次に、教育長報告(4)「緊急事態宣言の発令に伴う特別保育について」地域教育課長より説明願います。

地域教育課長

バンビーホームの保護者の皆様へ宛てました「特別保育の延長について」の文書をご覧ください。奈良市立のバンビーホームにつきましては、新型コロナウイルスの感染を防止し、子どもたちの安全な保育を実施するため、4月21日から5月2日までの間、特別保育に移行いたしております。特別保育では、保育の対象を、医療従事者をはじめとする、社会の機能を維持するために就業を継続することが必要な方、あるいは、ひとり親家庭などで仕事を休むことが困難な場合や、支援を必要とする児童が一人で過ごすことが難しい場合等、その他やむを得ない理由がある場合に限りまして、保育させていただいております。今回、緊急事態宣言の延長、現在のコロナウイルス感染状況を踏まえまして、この特別保育の期間を令和2年5月7日から5月31日まで延長させていただくものでございます。

教 育 長

この件について、ご質問、ご意見ございませんでしょうか。特にご意見が無いようですので、教育長報告(4)「緊急事態宣言の発令に伴う特別保育について」は、了承いたします。これで、新型コロナウイルス感染拡大防止対策に係る報告案件については、終了いたします。それでは次に、議案の審議に移ります。議案第4号「奈良市立小中学校通学区域検討委員会委員の委嘱又は任命について」教育総務課長より説明願います。

教育総務課長

市立小中学校の通学区域の設定または変更についての調査、審議及び答申を目的として、奈良市立小中学校通学区域検討委員会を設置しております。今回、当委員会の委員の委嘱または任命を行うものです。資料2ページをご覧ください。奈良市立小中学校通学区域検討委員会規則第3条に、委員は教育委員会が委嘱または任命するとあります。資料

の1ページをご覧ください。こちらは、今回、委嘱または任命しようとする委員の名簿でございます。新規の方が3名で、3番、登美ヶ丘小学校の奥村文浩校長、6番、奈良市自治連合会副会長の作間泉氏、8番、奈良市少年指導協議会会長の大木博氏でございます。再任の5名の委員と合わせまして委員は8名でございます。任期につきましては、議決の日から2年間となっております。

女性委員の登用についてでございますが、学識経験者2名が女性でありますので、女性登用率は25%でございます。

また、委員の平均年齢は58.6歳であります。

教 育 長

このことについてご意見、ご質問はございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

特にご意見が無いようですので、議案第4号「奈良市立小中学校通学区区域検討委員会委員の委嘱又は任命について」採決いたします。

本案を原案どおり可決することに決しまして、ご異議ございませんか。

教 育 委 員

異議なし。

教 育 長

異議なしと認めます。

よって、議案第4号は原案どおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第5号「奈良市文化財保護審議会臨時委員の解嘱及び委嘱について」文化財課長より説明願います。

文化財課長

奈良市文化財保護審議会の臨時委員として、奈良県橿原考古学研究所の調査部長の職に当たる方を、委嘱させていただいております。今年度の人事異動で、前任の岡林孝作様が退任され、新たに川上洋一様が着任されたことにより、前者の岡林様を解嘱し、川上様を委嘱しようとするものでございます。

教 育 長

ご意見、ご質問ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

ご意見が無いようですので、議案第5号「奈良市文化財保護審議会臨時委員の解嘱及び委嘱について」採決いたします。

本案を原案どおり可決することに決しまして、ご異議ございませんか。

教 育 委 員

異議なし。

教 育 長

異議なしと認めます。

よって、議案第5号は原案どおり可決することに決定いたしました。

続きまして、議案第9号「令和2年度奈良市教育支援委員会委員・調査員の委嘱又は任命について」教育支援・相談課長より説明願います。

教育支援・相談課長

奈良市教育支援委員会の委員の任期は2年であり、今回は、任期の途中ではありますが、退職や異動がございましたので、新たに委員・調査員を委嘱または任命しようとするものでございます。

今回、解嘱または解任する委員は、小学校長1名と通級指導教室担当の教諭1名が退職、同じく教諭1名が人事異動となり、また、調査員は、通級指導教室担当の教諭1名を委員候補とし、県立盲学校、奈良養護学校の教諭2名が人事異動となったことによるものです。それに伴い、委嘱または任命する委員・調査員でございますが、

まず、委員は、規則の第3条から、委員会は委員20名以内で組織するようになっており、後任として三碓小学校の平尾校長、済美小学校通級指導教室担当の今西教諭の2名を任命しようとするものでございます。

また、調査員は、規則の第7条から、調査員を置くことができるとなっておりますので、通級指導教室担当として鳥見小学校の村上教諭、あやめ池小学校の新城教諭を、また県立盲学校の松尾教諭、奈良養護学校の濱井教諭ら計4名を新規に委嘱・任命しようとするものでございます。これにより、委員の総数は、昨年度より1名減の18名、調査員の総数は、昨年度より1名増の21名となっております。

委員につきましては、学識経験者、医師、関係行政機関の構成となっております。全体の平均年齢は52歳、男女比につきましては、男性23%、女性77%となっております。

近年、教育支援委員会における就学についての審査数が、平成30年度で360件、31年度（令和元年度）で454件と増加傾向にあり、調査員が審査に必要な観察や面談などの事前調査に対応できるよう、増員したものでございます。

教 育 長

このことに関しまして、ご意見、ご質問よろしくお願いたします。今、課長からあったように、年々、審査の必要な数が増えてきているということで、しっかり対応していくための仕組みを導入したということでございます。

よろしいでしょうか。

それでは、ご意見が無いようですので、議案第9号「令和2年度奈良市教育支援委員会委員・調査員の委嘱又は任命について」採決いたします。本案を原案どおり可決することに決しまして、ご異議ございませんか。

教 育 委 員

異議なし。

教 育 長

異議なしと認めます。

よって、議案第9号は原案どおり可決することに決定いたしました。続きまして、議案第10号「奈良市通級指導教室設置要綱の一部改正について」、教育支援・相談課長より説明願います。

教育支援・相談課長

現在、奈良市では、奈良市通級指導教室設置要綱に基づき、市立小学校4校、市立中学校1校で、合計5つの通級指導教室を設置しております。令和2年度、奈良県教育委員会より、県職員として通級指導教室担当教諭が奈良市立富雄第三中学校に加配され、通級指導教室を設置することになったため、奈良市通級指導教室設置要綱の一部を改正し、第2条の表に奈良市立富雄第三中学校通級指導教室を追加するものでございます。

新旧対照表をご覧ください。昨年度は、市立小学校4校、市立中学校1校に5つの通級指導教室となっておりますが、令和2年度より富雄第三中学校に通級指導教室を設置し、合計6つの通級指導教室ということになります。

富雄第三中学校の通級指導教室では、LD等発達障害の生徒に対し、学習や集団生活の内容について支援を行ってまいります。適用は4月1日とさせていただきます。

このことにより、今年度から中学校での通級指導は、三笠中学校、富雄第三中学校の2校での実施となります。生徒数などを考慮し、概ね、近鉄橿原線・京都線を境に、東西に分かれる地域区分となります。

本年度からの設置となっているため、移行対応として、富雄第三中学校に通級すべき生徒のうち5名が、担任とのつながりや継続した指導の必要性を考慮し、三笠中学校での通級としております。これにより三笠中学校での対応人数は28名、富雄第三中学校は15名となります。

教 育 長

新たに、富雄第三中学校に通級指導教室を設置するという議案でございます。ご意見、ご質問よろしくお願いたします。

梅 田 委 員

小学校においても、同じような形でのLD等の発達障害に関しての指導は数か所で行っておりますが、中学校において、通級の指導が必要であると考えられている生徒の数に対して、今、市内において2か所の通級教室の設置で、対応できているのでしょうか。

教育支援・相談課長

通級指導の対象の児童生徒につきましては、先ほど教育支援委員会のところでも報告させていただきましたように、年々審査数が増加しております。

委員ご指摘のように、中学校の対象者も増えてきている傾向にあり、昨年度までは三笠中学校だけでしたので、通学区域等を鑑み、2校体制ということで、一旦、対応していきたいと思っております。

引き続き、県に加配の要望を行っていきたいと考えております。

教 育 長

ということは、今、梅田委員からご質問があったように、そういう人数と実態では、今後もまだ増やす必要があるという認識ですね。

教育支援・相談課長	はい。受入れが1つの学校ですと、概ね、三笠中学校では、20名程度ということになっていきますので、教員を増やしていくのか、場所を増やしていくのかということになると思います。改めて教員の人員の要望はしていきたいと考えております。
梅田委員	多分、それぞれ指導や特別な支援が必要と考えられる生徒に対して、それぞれの学校内で対応しているということもあるのだと思います。学校においても、対応ができる指導法の工夫であったり、また、情報を必要とされる学校等に対しても、しっかりと連携していただきながら、その対応は、一人一人必要とする生徒に届いていくような指導を、先生方と学校に対してしていただければと思います。
教育長	今、そのところをきちっと計画を立てて、一人一人にきめ細かな対応が出来るというところのご指摘だと思います。部屋やスペースを作ったということだけでは足りないと思いますので、よろしく願います。
都築委員	2校目が富雄第三中学校にということですが、一つは地域的な問題だと思いますが、それ以外に、この富雄第三中学校を選ばれた理由は何かありますか。近くに養護学校がありますが、そういうところとの連携とか、何かそういうこともあったのでしょうか。
教育支援・相談課長	先ほどの教育支援委員会に関しましても、県立学校と連携をうたっておりますので、障害の状況であったり、子どもたちの適正な対応ということで、既に県とは連携を図っているところでございます。もちろん、種別等によって、受入れ体制が今後変わってくるということは、把握しておりますが、富雄第三中学校につきましては、1つは小学校での一部を通級ということで実施しており、一定の体制は整っているところでございます。また、委員お述べのように、立地的なところがございましたので、今回、富雄第三中学校での設置ということにさせていただきました。
教育長	お尋ねの県立の養護学校との連携ということも、視野に入れているのですか。
教育支援・相談課長	種別等のこともございますが、県立の奈良養護学校、そして盲学校と併せてしており、また、奈良市養護学校も近くにありますので、そのことに限定して決めているわけではございません。しかし、常に県立学校とは、それぞれ連携するといったことではございます。
教育長	ほかよろしいでしょうか。 それでは、ご意見が無いようですので、議案第10号「奈良市通級指導

教室設置要綱の一部改正について」採決いたします。  
本案を原案どおり可決することに決しまして、ご異議ございませんか。

教育委員

異議なし。

教育長

異議なしと認めます。  
よって、議案第10号は原案どおり可決することに決定いたしました。  
続きまして、協議事項に入ります。  
今月の協議事項のテーマは、「緊急事態宣言の解除に伴う奈良市立学校の再開について」です。

協議事項

協議事項「緊急事態宣言の解除に伴う奈良市立学校の再開について」

テーマについて、資料に基づき事務局より説明の後、意見交換及び協議を行った。

教育長

これで、非公開を除く本日の案件は全て終了いたしました。  
傍聴人の方は、ここでご退席願います。

非公開案件

この審議は、奈良市情報公開条例第29条第2号の規定により非公開とする

地域教育課長  
学校教育課長  
一条高等学校事務長

教育長報告（2）「令和2年度6月補正予算要求額について」地域教育課長、学校教育課長、一条高等学校事務長より概要説明

<異議なし>

本件については、了承した。

学校教育課長

議案第6号「令和3～6年度使用奈良市立中学校教科用図書選定委員会委員及び研究員の委嘱又は任命について」学校教育課長より概要説明

<異議なし>

本件については、原案通り可決した。

学校教育課長

議案第7号「令和3年度使用奈良市立高等学校教科用図書選定委員会委員及び研究員の委嘱又は任命について」学校教育課長より概要説明

<異議なし>

学校教育課長

本件については、原案通り可決した。

議案第8号「令和3年度奈良市立高等学校入学者選抜検査問題作成委員会委員の任命について」学校教育課長より概要説明

<異議なし>

本件については、原案通り可決した。

教 育 長

これで本日の全ての案件は終了いたしました。

次回定例教育委員会の日程をご連絡いたします。

6月の定例教育委員会は、現在、6月30日火曜日の開催を予定しております。ただし、6月は議会の開催月でもございますことから、日程の変更等の可能性がございます。詳細が分かり次第、再度事務局よりお知らせしたいと思います。

本日は、これをもって教育委員会を閉会いたします。